

# 平成27年度 大東市教育委員会 4月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

平成27年4月15日（水） 午後4時00分～午後5時00分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（4名）

- ・教育長 亀岡 治義
- ・教育委員 小南 市雄
- ・教育委員 花田 真理子
- ・教育委員 田中 佐知子

## 4. 出席説明員（14名）

- ・学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長 品川 知寛
- ・学校教育部指導監 松下 佳司
- ・生涯学習部長 南田 隆司
- ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 伊藤 晴人
- ・学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・学校教育部教育政策室課長 澤邊 正人
- ・学校教育部教育政策室課長参事 伊東 敬太
- ・学校教育部教育政策室課長参事兼教育研究所所長 宮田 典子
- ・学校管理課長 辻本 雄大
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 前田 長昭
- ・生涯学習課参事 黒田 淳
- ・野崎青少年教育センター所長 向井 孝志
- ・北条青少年教育センター所長 末松 良三
- ・学校教育部教育政策室上席主査 米坂 知洋

## 5. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委報告第1号  
大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則  
にかかる専決処分について
- 日 程 第 3 教委議案第14号  
平成28年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関する  
「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」選定委員  
の委嘱、任命および諮問について
- 日 程 第 4 教委議案第15号  
平成26・27年度大東市スポーツ推進員の委嘱について
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 6. 議案書

教委報告第1号

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、平成27年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成27年4月15日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治 義

理 由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が、平成27年3月31日付けで公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

## 大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

平成 27 年 3 月 31 日  
教 委 規 則 第 4 号

大東市立幼稚園条例施行規則（昭和 46 年教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 46 年条例第 27 号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第 10 条の規定に基づき、大東市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営について」を「の施行に関し、」に改める。

第 2 条中「幼稚園」を「大東市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）」に改める。

第 3 条の見出しを「(入園の内定)」に改め、同条第 1 項中「入園願」を「入園願の提出があったときは、その内容」に、「を決定する」を「の内定の可否を決定するものとする」に改め、同項ただし書中「よって決定する」を「よって入園の内定の可否を決定する」に改め、同条第 2 項中「を決定」を「の内定を」に、「入園許可書（様式第 2 号）を交付」を「入園の内定に係る通知を」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(入園の決定等)

第 4 条 入園の内定の通知を受けた保護者は、支給認定（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条に規定する「支給認定」をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 委員会は、支給認定を受けた保護者に対して、幼稚園の入園に係る重要事項を記載した文書を交付し、幼稚園の入園についての説明をしなければならない。

3 委員会は、幼稚園の入園に係る重要事項について、支給認定を受けた保護者の同意があったときは、当該支給認定に係る幼児の入園を許可するものとし、速やかに入園許可書（様式第 2 号）を交付しなければならない。

第 5 条第 3 項中「保護者」の次に「または扶養義務者」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「(以下「保護者」という。）」の次に「または扶養義務者」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 7 条第 1 号の規則で定める額は、別表のとおりとする。

第 5 条の 3 第 2 項中「当該園児の」を削る。

第 6 条から第 10 条までを次のように改める。

第 6 条から第 10 条まで 削除

第 12 条中「(様式第 5 号)」を「(様式第 3 号)」に改める。

第 12 条の 2 中「(様式第 5 号の 2)」を「(様式第 4 号)」に改める。

第 13 条中「園児の保護者」を「保護者」に改め、「(様式第 6 号)」を「(様式第 5 号)」に改める。

第 18 条第 1 項第 1 号中「規定する祝日」を「規定する休日」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 30 条中「(様式第 7 号)」を「(様式第 6 号)」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

階層 区分	幼児の属する世帯	保育料の月額（1人につき）	
		4歳児	5歳児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が支給認定保護者である世帯	0円	0円
B	所得割課税額非課税世帯または養育里親等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第4号に規定する養育里親等をいう。以下同じ。）が支給認定保護者である世帯（被保護者が支給認定保護者である世帯を除く。）	2,300円	2,300円
C	所得割課税世帯（被保護者または養育里親等が支給認定保護者である世帯を除く。）	8,400円	7,300円

備考

- 1 所得割課税額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。
- 2 B階層に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯の保育料の月額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
  - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
  - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者
- 3 小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童（「以下「3年生までの児童」とい

う。) または幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う事業所をいう。）（以下「対象入所施設」という。）に入所もしくは通所している満3歳以上の幼児が同一世帯に2人以上いる世帯における次の各号に掲げる者に係る保育料の月額、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 3年生までの児童または対象入所施設に入所もしくは通所している満3歳以上の幼児のうち、年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうち1人とする。以下同じ。） この表に定める額

(2) 3年生までの児童または対象入所施設に入所もしくは通所している満3歳以上の幼児で前号に該当する者以外の者のうち、年長者 この表に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 3年生までの児童または対象入所施設に入所もしくは通所している満3歳以上の幼児で前2号に該当する者以外の者 0円

4 令第24条第1項に規定する施設型給付費等負担対象額の特例に該当する場合における保育料の月額は、この表の規定にかかわらず、委員会が別に定める額とする。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

様式第3号および様式第4号を削り、様式第5号を様式第3号とし、様式第5の2を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とする。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教委議案 第14号

平成28年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」選定委員の委嘱、任命および諮問について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、平成28年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関して諮問を行う。

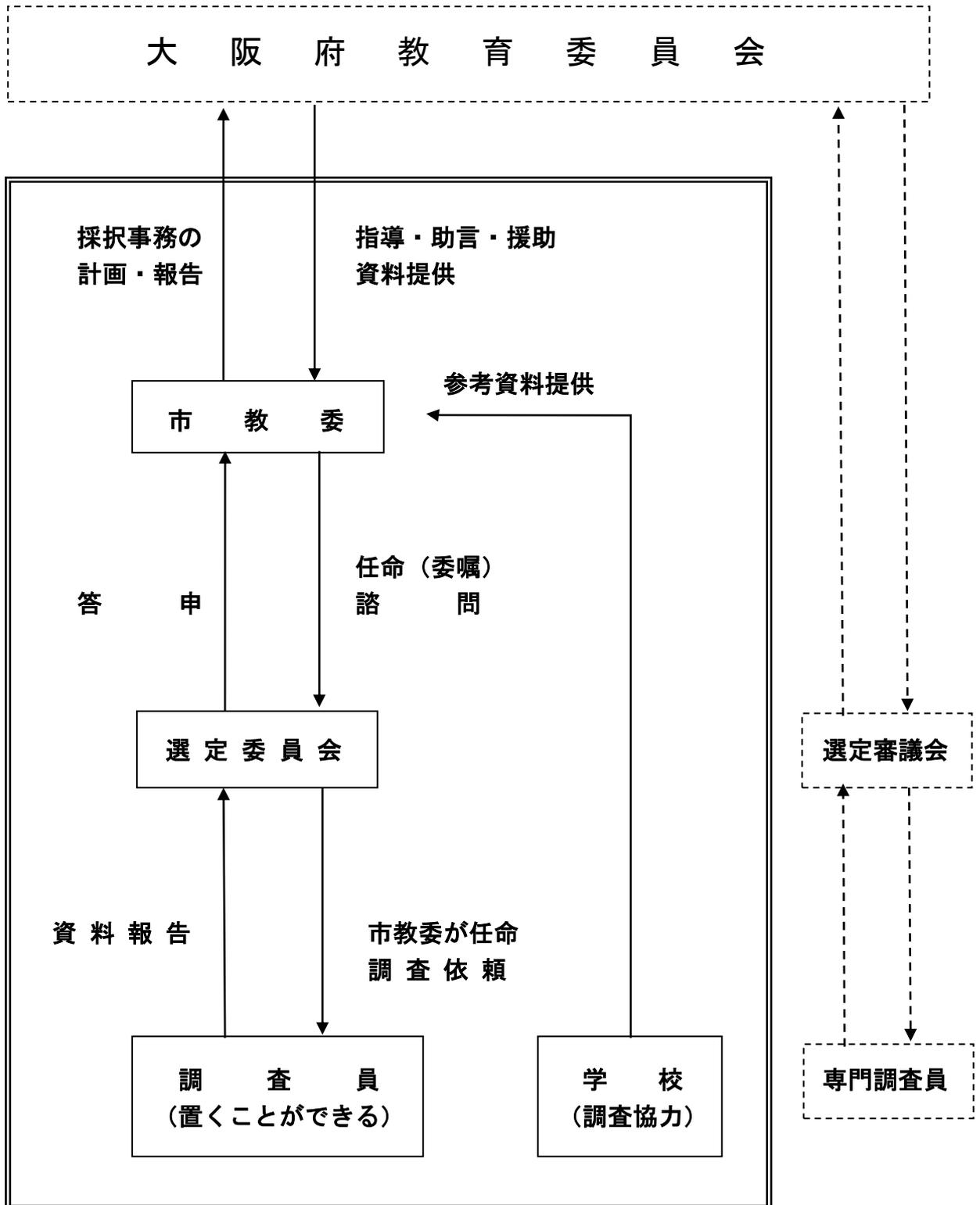
平成27年4月15日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治義

理 由

平成28年度大東市立中学校教科用図書の適正な選定を実施するため。

# 大東市教科書採択方法概念図



# 諮問文

大東市義務教育諸学校  
教科用図書選定委員会 様

次の事項について、意見を求めます。

平成28年度大東市立義務教育諸学校使用教科用図書の  
選定について

平成27年4月15日

大東市教育委員会

# 大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

## (目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人員をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

## (調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

教委議案 第15号

平成26・27年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について

平成26・27年度大東市スポーツ推進委員について、次のとおり委嘱する。

平成27年4月15日提出

大東市教育委員会教育長 亀岡 治 義

理 由

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づきスポーツ推進員に追加して委嘱するため。

## 大東市スポーツ推進委員候補者一覧

No.	氏名	年齢	住所	スポーツに関する略歴	所属
1	有本 有也	20	豊能郡豊能町新光風台	少年野球コーチ	大阪産業大学 スポーツ健康 学科
2	牧野 祐奈	20	京都市伏見区向島津田町	スポーツ健康学科 にてスポーツ全般 を学んでいる。	大阪産業大学 スポーツ健康 学科
3	大津 拓也	21	大阪市平野区瓜破東	野球（4年）、陸上 競技（3年）	大阪産業大学 スポーツ健康 学科

委嘱期間：平成27年5月1日から平成28年3月31日まで

## 7. 一般業務報告

1. 平成27年3月定例会議会 代表質問要旨について  
学校教育部 品川部長
  
2. 平成27年3月定例会議会 一般質問要旨について  
学校教育部 品川部長
  
3. 平成27年度就学援助所得基準について  
辻本学校管理課長
  
4. 大東市立小中学校の国旗等掲揚ポールに関する基準について  
辻本学校管理課長

## 8. 会議録

亀岡教育長

開会に先立ちまして、4月から新教育委員会制度が施行され、私が新教育長として着任させていただきました。今現在、委員の定数は教育長を除き4名でございます。1名欠員の状態ではございますが、新制度では新教育長が議事進行を総理するということになっておりますので、4月からこの体制で行わせていただきます。

それでは、4月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長ならびに教育委員3名、合計4名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事日程に入らせていただきます。

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、小南委員によりしくお願いいたします。

日程第2 教委報告第1号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」所管であります福祉・子ども部より報告をお願いいたします。

鳥山子ども室  
課長

福祉・子ども部子ども室の鳥山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、日程第2 教委報告第1号 大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について、ご報告させていただきます。

本規則の改正は、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、市立幼稚園の保育料については、政令で定める額を上限として市町村が定めることになったことから、保育料の設定はじめ関連する文言の修正を行ったものです。

このたび上限額を定める政令の公布が3月31日付となったことから、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、保育料につきましては昨年までの入園料を含めた保育料の負担額と同程度の設定としており、入園料を含めました2年間のトータル保育料は18万5千円から18万8千4百円とほぼ同額としております。

以上よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

ただ今の件につきまして何かご質問等はございますか。

報告案件ですので、ご承認される委員のみなさま挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

亀岡教育長

本案件については承認といたします。

福祉・子ども部のみなさん退出していただいて結構です。

(福祉・子ども部説明員 退出)

つづきまして、日程第3 教委議案第14号 平成28年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」選定委員の委嘱、任命および諮問について説明をお願いします。

宮田課長参事

教委議案第14号 平成28年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」選定委員の委嘱、任命および諮問について説明をさせていただきます。

平成28年度大東市立中学校において使用する教科用図書の適正な選定を実施するため、大東市教育委員会附属機関である大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、別紙諮問文(案)のとおり意見を求めるものです。

小・中学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条において、「政

令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」と定められており、また同施行令第14条第1項において「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、原則として4年とする」と規定されております。

従って、現行の中学校使用教科用図書は、平成23年度に採択し、平成24年度より使用しており、同一の教科用図書を採択する期間の4年目となっております。よって今年度平成28年度より使用する教科書を決定していただくことが必要です。

今年度は13種目104冊（9教科104点）の検定済み見本本が発行されており、その中から本市の子どもたちが使用するに適切な教科用図書を決定していただくこととなります。

採択の流れについては、概念図（別紙）の通り選定委員会を設置し、選定について教育委員会より諮問します。選定委員は、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第2条により、教育委員会が委嘱・任命するとなっております。

そして、選定委員会にて、よりきめ細やかな調査研究をするための調査員を置くこととなった場合は、同規則第4条により、教育委員会が委嘱または任命することとなっております。

調査委員会は、調査研究の結果を選定委員会に資料報告し、選定委員会が市教委へ答申いたします。

市教育委員会はその答申とともに、大阪府教育委員会からの指導・助言・資料提供を受け、学校現場からの調査協力に基づく参考資料や教育研究所での見本本展示を閲覧して頂いた市民の方々のご意見も参考に、採択権者である教育委員会としての責任のもと、採択を行って頂きます。

大阪府教育委員会への採択結果の報告が例年7月末となっておりますので、7月の教育委員会において採択して頂くことになりま

す。

次に選定委員、調査員の構成について説明させていただきます。

選定委員の構成は、「大東市 義務教育諸学校 教科用図書選定委員会の委員等に関する要領」第2条第1項により、小学校等の校長から2名、教育委員会事務局の職員から2名、大東市 PTA 協議会から2名となっております。公正確保のため、選定委員のお名前については、採択が終了するまで非公開となっております。

調査員の構成等については、「大東市 義務教育諸学校 教科用図書選定委員会の委員等に関する要領」第3条に示されておりますように、1種目につき、校長および教頭並びに教育委員会事務局職員から1名、教諭から2名の計3名で構成されます。

第2項には、教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。となっております。

それに基づき、調査員名簿の案を作成し、次回教育委員会に提案させていただきます予定です。

以上教科用図書の適正な採択のため、選定委員会の設置、選定委員の委嘱・任命と諮問についてよろしくご審議の上、ご議決たまわりますようお願いいたします。

なお選定委員のお名前については、非公開となりますのでよろしくようお願いいたします。

亀岡教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございますか。

小南委員

調査員の構成等の第3条の(1)に「校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名」となっていますが、結局のところ何名ですか。

宮田課長参事

1種目3名ずつで合計39名、調査員を置くことができます。

小南委員

(1)は、校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1

宮田課長参事  
亀岡教育長

名なのですか、それともそれぞれ1名なのですか。

校長・教頭・教育委員会事務局職員のなかから1名です。

よろしいでしょうか。他にはございませんでしょうか。

これにつきまして賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手全員】

亀岡教育長

ただいまの議案第14号につきましては可決されました。

つづきまして、日程第4 教委議案第15号 平成26・27年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いします。

前田課長

教委議案第15号 平成26年・27年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年4月の教育委員会定例会にてご同意賜りました、平成26年・27年度大東市スポーツ推進委員について、随時募集を行っていたところ、3名の応募がありました。

応募のありました3名につきましては、大阪産業大学人間環境学部スポーツ健康学科の学生であり、昨年11月と3月に開催した文部科学省委託事業「大学や企業と連携した地域コミュニティ活性化事業」におけるイベントを通じて地域との関わりや、本市スポーツ振興に貢献したいとの強い意思をお持ちの方ばかりであり、スポーツ推進委員として適任であると考え、ご提案する次第であります。

何とぞよろしく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

この議案につきまして何かご質問等はございますか。

全員で何名になるのですか。

前田課長

31名になります。

花田委員

候補者一覧について、「所属」までは記載の必要はないかもしれませんが、「スポーツの略歴」を入れていただいたのはすごくいいことだと思います。

亀岡教育長

他に何かございませんでしょうか。それではこの案件に賛成の方

亀岡教育長

は挙手をお願いします。

【挙手全員】

それでは、全員賛成により本議案は可決いたしました。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①平成27年3月大東市議会定例会月議会 代表質問要旨について

⇒3議員から教育関連の質問が提起。教育委員会所管の質問数は合計で11項目。

②平成27年3月大東市議会定例会月議会 一般質問要旨について

⇒13議員から教育関連の質問が54項目提起された。

③平成27年度就学援助所得基準について

⇒就学援助の認定基準は生活保護基準を基礎にしているが、平成25年度に生活保護基準の見直しがあり、その経過措置が昨年で終了。措置終了後の基準で就学援助基準を算出すると認定基準額が低く設定されてしまうため、文部科学省の通知を踏まえ、平成27年度の認定基準については、平成26年度の同じ基準により算出する。

④大東市立小中学校の国旗等掲揚ポールに関する基準について

⇒現在、各校により掲揚ポールの数、設置場所が異なっているため一定の基準を定めて今年度中に整理を行う。

以上

平成27年5月11日

亀岡教育長

小南委員